

「JR新神戸駅における登山支援事業の拠点整備及び運営業務」 委託業務仕様書（案）

1. 件名

令和5年度「JR新神戸駅における登山支援事業の拠点整備及び運営業務」

2. 事業の概要

(1) 概要

神戸登山支援事業の拠点整備及び運営に関する業務を行う。

※神戸登山支援事業の拠点（以下「登山支援拠点」という。）とは、「神戸登山プロジェクト」におけるアクションの1つとして、都心・三宮から最も近い登山口であり、再度山・摩耶山方面など主要な登山ルートへつながる布引エリア（JR新神戸駅）に、本委託により新設するものである。

市民をはじめ神戸を訪れる多くの方をターゲットとして、気軽に登山前後に立ち寄っていただける場所である。多くの方に登山の魅力を伝え、登山の楽しさを増やす提案を行い、安心して山歩きができるようサポートし、また、山と麓のまちとを一体的に楽しめる「神戸」を発信する拠点とする。

(2) 契約期間

令和5年4月下旬～令和6年3月31日

(3) 業務内容

A. 登山支援拠点の整備

指定場所における登山支援拠点の整備を行う。

神戸の山への玄関口としてふさわしい、山歩きへの期待感を高め、気軽に入れるような外観・内装にすること。

①場所：JR新神戸駅駅舎1階南東角

②概要：面積40㎡。詳細（図面および電源等）は別途提示する。

※指定場所は市が提供し、受託者は、本業務履行のために当該場所を使用することができる。

※本業務において委託費で整備した部分の所有権その他の権利は、市に帰属する。

B. 登山支援拠点の運営

①次のア)～エ)に掲げるものを最低限含み、登山の魅力を幅広く届ける取組みを行う。

ア) 神戸登山に関する施設利用者の相談、電話等による問い合わせ対応
営業時間中は常時最低1名のスタッフを登山支援拠点に配置すること。

イ) 神戸登山の情報発信

(例) おすすめ登山ルート情報、登山関連イベント案内 等

ウ) 登山支援拠点のPR

SNS等の活用したPR及び市運営HP「アクセス！神戸六甲山」内に開設する登山支援拠点ページでのPRを行うこと。

※市運営HPでのPR方法については、市が別途指定する。

エ) 登山客の裾野を広げ、登山の魅力・楽しみを伝える企画(無料)の実施

(例) 初心者向け登山ツアー、登山グッズ使い方セミナー 等

※イベント実施に必要な人員・物品等の調達及び調整は、受託者が行うものとする。

②営業日時

年間を通して原則土日祝日はオープン(年末年始は応相談)すること。

平日は登山者の利用ニーズを考慮し営業日時を提案すること。観光・登山繁忙期を考慮し、提案に基づき、市と協議・了承を得た上で営業日時を決定する。

(例) 4～11月期は8時～18時、土日祝および平日(火・水曜定休)オープン
12～3月期は9時～17時、金土日祝のみオープン 等

C. 登山関連付加サービスの提供(委託料に含まない)

受託者の自主的な取組みとして、登山支援拠点の機能の付加価値強化につながる事業に限り実施を認める。

【市が期待するもの】

①初心者向け有料登山レンタルサービスの提供

(例) 登山靴、登山用バーナー、登山用カトラリー 等

②登山関連グッズの販売

(例) 登山向けレトルト食品 等

※駅舎内他店舗との競業を考慮し、実施内容については事前に市と協議・了承を得た上で実施すること。

(4) スケジュール(予定)

A(登山支援拠点の整備)：令和5年6月末まで

B(登山支援拠点の運営)及びC(登山関連付加サービスの提供)：令和5年7月から

※詳細は契約締結後、協議により調整する。

(5) 委託金額

上限額 8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※うちA（登山支援拠点の整備）にかかる整備委託費は、3,000,000円を基準額とし、登山支援拠点にふさわしい外観・内装の質とすること。

3. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を置くこと。

4. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

- ①成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。
- ②受託者は、神戸市の事前の承諾を得なければ、著作者人格権を行使することができないものとする。

(3) 安全の保証

登山ツアーやイベント開催にあたっては、法令を遵守して参加者の安全を確保すること。また、登山ツアーやイベントにおいて生じた事故・怪我について、保険に加入するなどのリスク回避策を講じること。事故・怪我等にかかる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 報告

登山支援拠点の業務実施状況及び利用状況（利用者数・属性分析）について、3か月毎に報告すること。また、登山関連付加サービスにおいて有料サービスの提供を行う場合は、その売上についても報告すること。

(5) 他の関連事業者・設備等との連携

本事業の実施にあたり、神戸登山に関わる他の関連事業者・設備等との連携を円滑に行うこと。

(6) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(8) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

(9) その他

以下の事項を含む内容を制作・発信することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの
- ・ 本市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・ 本市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ 内容が著しく拙劣なもの
- ・ その他社会通念に照らして本市が不相当と認めるもの

5. 委託業務の履行場所、作業場所

JR新神戸駅舎内1階南東角ほか

6. 成果物納品場所

JR新神戸駅舎内1階南東角及び神戸市経済観光局観光企画課